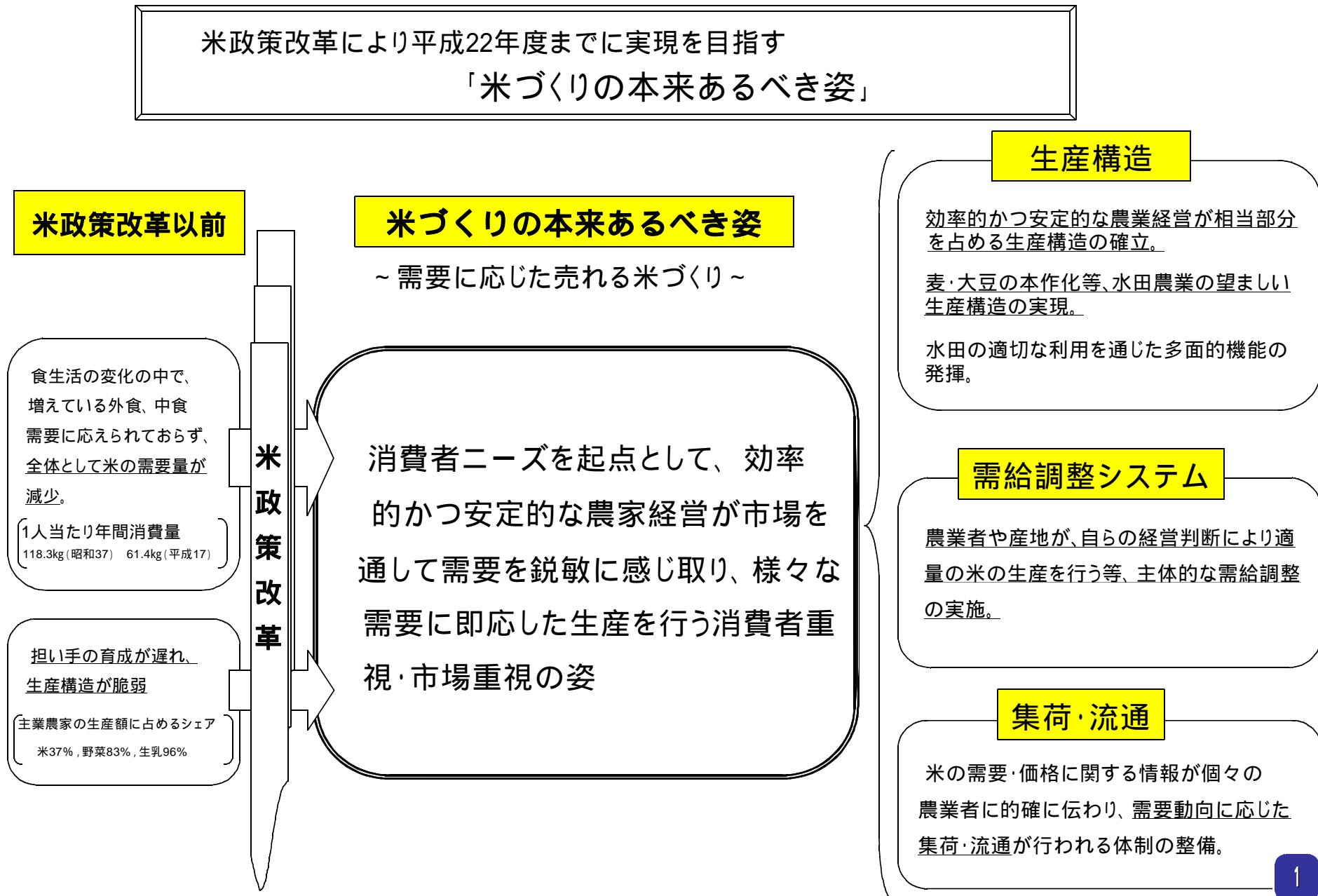


米政策改革推進の取組状況

平成19年2月
農林水産省

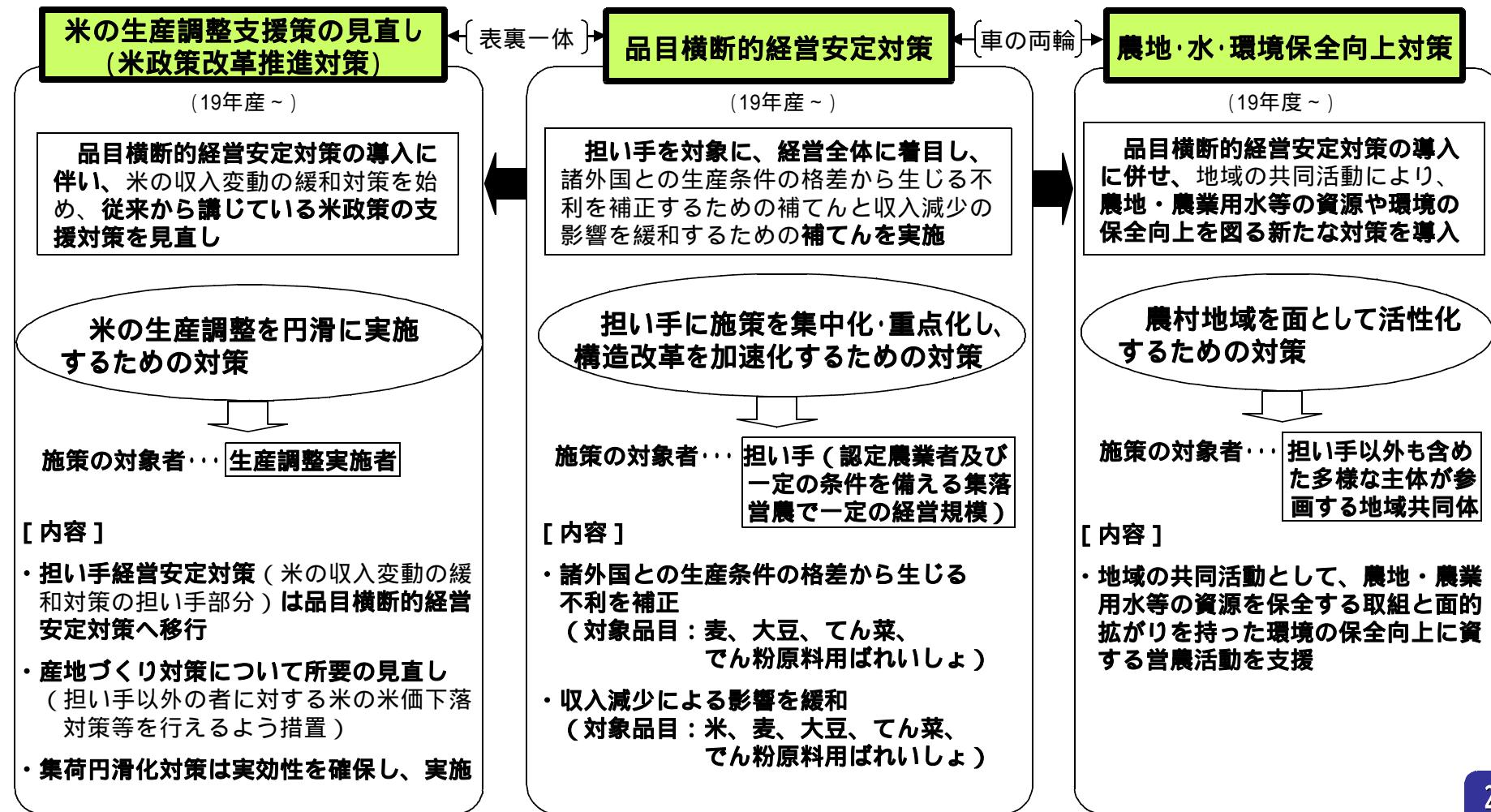
1 米政策改革について



2 平成19年度からの3対策推進のねらい

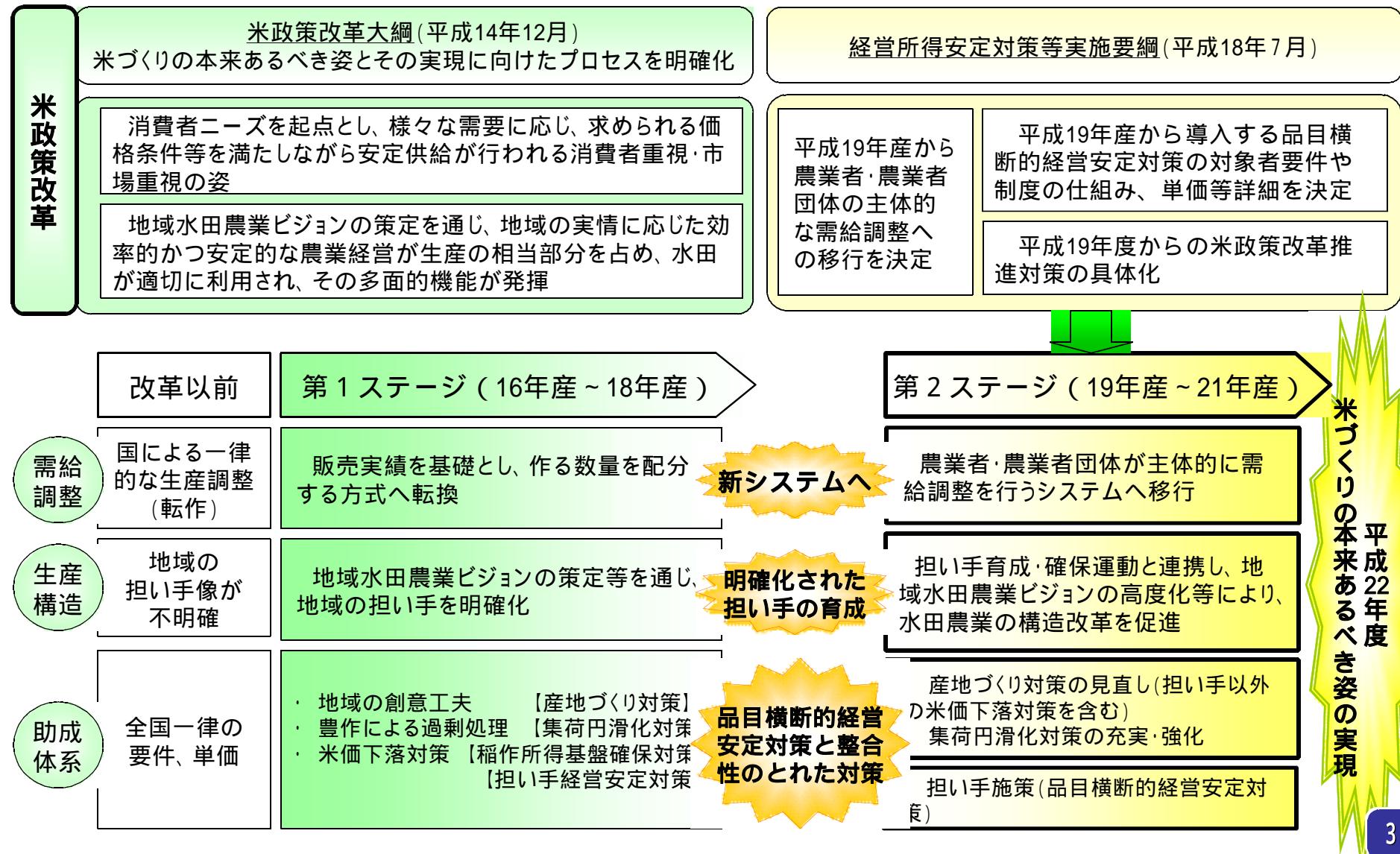
農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など、我が国農業・農村が危機的状況にある中、特に、米を中心とする水田農業の構造改革を進めていくことが重要。

そのため、米に係る品目横断的経営安定対策を柱として、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の3対策を一体的かつ適切に実施することが必要。



3 米政策改革の更なる推進

~ 平成16年度からスタートした米政策改革は、
平成22年度の「米づくりの本来あるべき姿」を目指し第2ステージへ移行 ~



4 19年産米の需要量に関する情報について

生産目標数量の算定方式については、米政策改革の趣旨を踏まえ、客観性・透明性あるルールにより、年々需要見通しのウエイトを高めるとともに、営農の継続性にも一定の配慮を行ってきたところである。

19年産米以降については、18年7月の経営所得安定対策等実施要綱において、19年産からの農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行及び都道府県別の需要量に関する情報の算定ルールについて、党の場での議論を経て決定したところである。

生産目標数量等の算定方法の推移

	需要見通し ウエイト	前年の配分実績ウエイト等 営農の継続性への配慮	その他
16年産米 生産目標数量	5割	4割 (前年配分 実績) 1割 (転作率の 平準化)	直近2カ年 平均 作況補正 達未達補正
17年産米 生産目標数量	6割	4割 (前年配分実績)	5中3 作況補正 達未達補正
18年産米 生産目標数量	9割	1割 (16年産米の政府買入数量、16年産米の 生産調整取組状況、前年配分実績)	6中4 作況補正 達未達補正
19年産米以降 需要量に関する 情報	10割	6中4	作況補正 作付補正

【各年産における考え方】

16年産米は、米政策改革の趣旨を踏まえ、直近の需要動向を反映させるため、直近2年平均で算定

17年産米は、15年産が不作であったため、多くの都道府県で需要実績データが大きく振れ、需要見通しを直近2年平均で算定した場合、生産目標数量が大きく変動することから、需要動向を反映しつつ、異常値を排除しながら安定的に需要見通しを算定可能な客観性・一貫性ある手法として、5中3で算定

18年産米は、需要見通しウエイト10割を見通せる9割まで高めること、配分基準単収の是正により実質的には生産目標数量の減少分以上に生産調整の取組強化となることから、営農の継続性に配慮し、6中4で算定

経営所得安定対策等実施要綱(18年7月)抜粋

都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方

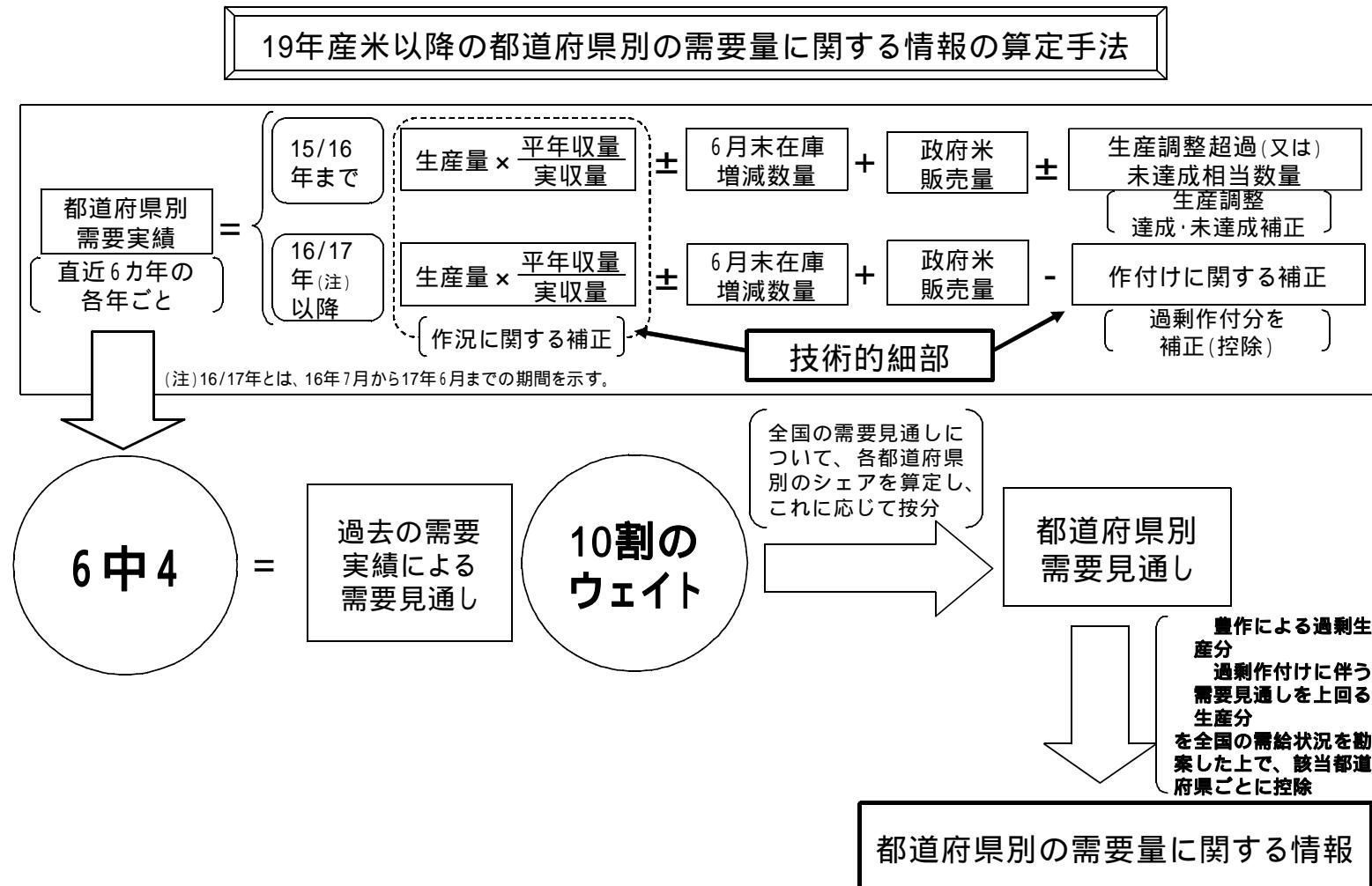
新たな需給調整システムへの移行後、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とする（本年秋から適用）。

各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値を、10割のウエイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定

豊作その他の要因により各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、当該都道府県の需要見通しの数値から控除

上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

(参考)



【技術的細部の考え方】

作況に関する補正は、作柄の豊凶が需要量の増減に影響を及ぼさないよう、需要データについて豊凶による生産量の変動を平年作ベースに補正して算定。これにより、大幅な不作が要因となった需要量の減少を補正。

作付けに関する補正は、過剰作付けによる生産増が、需要量の増加につながらないよう、需要データについて過剰作付けによる生産増分を控除して算定。これにより、過剰作付けによる生産増分が需要実績に反映されない。

この方針について、昨年11月の食料・農業・農村政策審議会食糧部会において了承を得た上で、18年11月30日に19年産米の全国及び都道府県別の需要量に関する情報を算定し、都道府県に通知した。

具体的には、19年産の全国の需要量に関する情報については、18年産の需給状況や過剰作付けの状況を踏まえ、需要見通し835万トンよりも7万トン下回る828万トンとし、この全国の需要量に関する情報に基づき、都道府県別の需要量に関する情報を算定した。

需要見通しと生産目標数量及び 需要量に関する情報

	需要見通し	需要量に関する情報 (生産目標数量)
18/19年	844万トン	833万トン
19/20年	835万トン	828万トン

19年産米の都道府県別の需要量に関する情報

(単位:トン)

都道府県	需要量に関する情報	都道府県	需要量に関する情報
北海道	605,900	滋賀	172,560
青森	272,990	京都	81,760
岩手	297,290	大阪	28,110
宮城	387,490	兵庫	195,600
秋田	499,280	奈良	44,210
山形	389,710	和歌山	37,280
福島	368,700	鳥取	73,200
茨城	360,860	島根	99,780
栃木	335,440	岡山	169,530
群馬	84,940	広島	140,020
埼玉	161,820	山口	122,200
千葉	266,030	徳島	62,300
東京	940	香川	75,440
神奈川	15,180	愛媛	80,790
新潟	596,500	高知	52,350
富山	209,610	福岡	197,260
石川	133,940	佐賀	149,130
福井	137,950	長崎	66,880
山梨	29,100	熊本	206,460
長野	207,920	大分	128,270
岐阜	123,220	宮崎	103,400
静岡	88,630	鹿児島	122,010
愛知	145,530	沖縄	3,260
三重	153,220	全国	828万トン

19年産米の需要量に関する情報の考え方

19/20年の需要見通し	835万トン
過剰作付による需要見通しを上回る 生産の抑制分	7万トン
19年産米の需要量に関する情報	828万トン

19年産米の需要量に関する情報に対する生産現場の意見

生産現場の意見

6中4、10割の算定方式では、年産ごとのばらつき(変動)が大きく、安定性に欠けるのではないか。

需要量に関する情報の算定方式については、米政策改革の趣旨を踏まえ、客觀性・透明性あるルールにより、年々需要見通しのウエイトを高めるとともに、営農の継続性にも配慮してきたところです。この中で、6中4については、19年産以降は需要見通しのウエイトを10割とする一方で、今後、このルールが安定的に運用できるものとして定着させていくため、激変緩和に配慮する手法として、5中3方式から変更したものです。

なお、需要に応じた生産を促進するという米政策改革の趣旨に照らした場合、6中4以上に対象年を長くすることは適当でないと考えており、今後とも、安定性、激変緩和の観点から6中4により算定していくこととしています。

需要量に関する情報については、毎年の需要動向を反映したものとなっていますが、都道府県ごとに単年度の需要実績が毎年増減することも踏まえれば、6中4などの一定の配慮を行っても、毎年度一定程度の変動はやむを得ないものとなっています。

需要実績カウントにおける政府米の取扱いについては、政府に売り渡した時点で需要実績にカウントすべきではないか。

政府米については、政府が買入れた時点ではなく、政府が販売した時点で都道府県別の需要実績に算入し、都道府県別生産目標数量に反映させる方針としています。これは、政府米として買入れた時点では、その米が結果としてその後主食用として販売できるかどうか分からない(過去、飼料用として販売されたことがある)ことから、買入時点では需要と見なせないという基本的な考え方に基づいています。

今後においても、実態として、産地銘柄ごとの政府買入数量と販売数量に大きな差がある(政府買入れした米が完売する産地もあれば、その大半が売れ残る産地もある)ことから、これまでの方法を継続することが基本と考えています。

19年産の需要量に関する情報では、千葉、茨城などの過剰生産付県が増加していることから、不公平なのではないか。

19年産の算定に当たっては、生産調整の実施状況について公平性の観点から、過剰生産分を控除することにより、過剰生産分が算定上有利にならないように補正(作付補正)するとともに、

需要見通しから控除した7万トン分については、過剰生産付県からその応分を直接控除することにより、千葉、茨城などの過剰生産付県の需要実績等を控除し公平性に配慮しています。

また、作付補正により、18年産の過剰生産分についても来年の算定時に需要実績から控除することにより、公平性に配慮しているところです。

都道府県段階においては、この需要量に関する情報に基づき、道府県協議会における議論を踏まえ市町村別の需要量に関する情報を算定し、すべての道府県で昨年の12月中に市町村へ需要量に関する情報を提供し終えている。

また、米政策改革開始以降、道府県から市町村への需要量に関する情報の設定に当たって、需要に応じた米づくりの進展状況や担い手の育成状況を反映する割合が増加しており、米政策改革の趣旨を反映した取組が進展している。

現在、市町村段階の地域協議会において、地域水田農業ビジョンの点検・見直しに併せ、地域の農業者への配分の一般ルールを検討しているところであり、2月から3月にかけて、JA等の生産調整方針作成者から農業者に配分される。

市町村への需要量に関する情報の提供時期

時期	道府県名
12月上旬	山口県（1日）、長野県・滋賀県（5日）
12月中旬	石川県（11日）、茨城県・栃木県・富山県・岐阜県・愛知県・熊本県・鹿児島県（15日）、大分県（18日）、三重・兵庫県・香川県・愛媛県・宮崎県（19日）、青森県・新潟県・岡山県・広島県・高知県（20日）
12月下旬	山形県・埼玉県・山梨県・徳島県・佐賀県（21日）、岩手県・宮城県・秋田県・福井県・島根県・長崎県（22日）、静岡県（25日）、北海道・福島県・群馬県・神奈川県・京都府・奈良県・和歌山県・福岡県（26日）、千葉県・鳥取県（27日）、大阪府・沖縄県（28日）

年内に全道府県で市町村への情報提供を終了

道府県から市町村への需要量に関する情報の主な設定要素

（単位：都道府県数）

		16年産米	17年産米	18年産米	19年産米
需要 づに く 応 じ た	一等米比率	13	22	22	23
	需要先との結びつき	2	5	11	12
	有機・特別栽培米	16	10	13	14
担い手育成（担い手配慮等）		6	17	18	25
一律配分（100%）		17	6	4	1

（注）表中の道府県数は、一律配分以外の設定要素については重複しているため、合計が46道府県と一致していない。

また、表中以外の設定要素としては、「種子更新率」等がある。

(参考)市町村別の需要量に関する情報の算定手法(例)

新潟県

米政策改革の方向に沿った市町村別需要量情報の算定

販売戦略に基づき、こしいぶき等への作付転換や担い手の育成状況等を算定要素とし米政策改革の取組を促進

さらに加速させるため、米政策改革の要素の割合を20年産には9割程度、21年産には10割まで高める

広島県

米政策改革の実施に伴い、消費者ニーズに即応した販売実績等客観的なデータによる算定

売れる米づくりの計画生産、流通体制の強化、地域の創意工夫及び水田の有効活用に基づく、水田農業の構造改革を推進

20年度以降も販売先確保米の優先配分をすること及び、政策誘導項目の内容等について検討

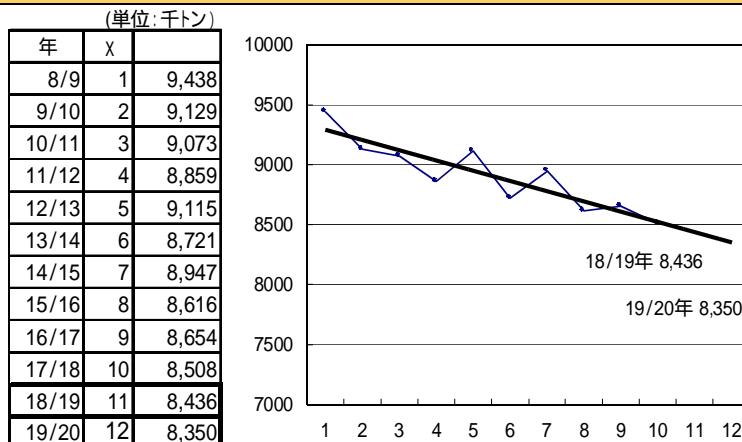
算定要素	算定要素と割合の考え方	割合
米政策改革要素	改革の早期実現を図るため、70%以上に設定	74%
需要実績	生産目標数量±在庫数量で需要実績を算定 改革要素の8割程度に設定	57%
多様な品揃え	需要に応じ、こしいぶき等への作付転換を促進	0.7%
品質の状況	1等米比率に応じて設定 14年～18年の直近5年中の上位3年平均(災害年に配慮)	12%
実需者との結びつき	食品産業と農業者・農業者団体のニーズを踏まえ、契約等に基づき設定	1.1%
担い手の状況	ビジョンに位置づけられた担い手の経営面積比率で認定農業者に重点化	3.5%
環境保全型農業の状況	農薬・化学肥料を3割以上減じた水稻作付面積比率で設定	0.4%
中山間地域対策	中山間地域の水田の多面的機能を維持・保全する観点から配慮 積雪日数を基準に設定	0.2%
従来の要素	15年産のガイドライン数量により設定	26%

算定要素		算定方法		
需要量に関する項目	売れる米づくりの推進	販売先確保米	市町調査による販売先確保米(生産計画数量)及び独自販売米数量(生産者消費分実績)()により算定	95%(は34%程度)
政策誘導項目	営農の継続性への配慮	食用米生産実績	過去の食用米生産実績の6中4の数量から を減じた数量のシェアで算定	
	担い手育成の推進	担い手の米生産数量	の調査における担い手の水稻作付面積に地域協議会別の基準単収を乗じた数量のシェアで算定	3%
	省力・低コスト栽培の推進	直播栽培・疎植栽培等の面積	の調査における省力・低コスト栽培面積のシェアで算定	1%
	高付加価値米の推進	特別栽培米等の面積	の調査における高付加価値米栽培面積のシェアで算定	1%
補正	集荷円滑化対策の推進	集荷円滑化対策加入面積率	の調査における市町の生産増減希望数量を上回る数量について、集荷円滑化対策の加入状況により調整	
販売先確保米及び独自販売米とは、生産者等が需要に基づく計画生産・計画販売を実施し、生産調整方針作成者から全農広島県本部が委託を受けて販売している酒造好適米・もち米・こだわり米や県本部と外食事業者等との間で結び付きのある米等及び農協や生産者が独自に販売する米。				

5 需給調整の実効性確保(過剝作付けの是正)に向けた取組について

全国の需要量については、毎年1%程度の減少傾向が継続している中で、18年産米については、作況が96となりほぼ需給が均衡したところである。しかしながら、平年作の作況100であった場合、大量の過剰米が発生していたことから、19年産米の需給の安定を図るため、担い手育成・確保運動と連携し、米の生産の担い手への集積の促進等により過剝作付けの是正に取り組んでいるところである。

需要実績及び需要見通し



注1:17/18年とは、17年7月から18年6月までの期間を示す。

注2:18/19年及び19/20年は需要実績に基づく推計した需要見通し。

19年産における削減必要数量

18年産主食用等水稻の全国生産量
(作況96)

840万トン

19年産米の需要量に関する情報

828万トン

18年産主食用等水稻の全国生産量
(作況100の平年ベース)

870万トン

(配分基準単収の要因を除いたもの)

19年産における削減必要数量

41万トン

需要量に関する情報に基づく適切な生産の徹底

19年産以降も過剝作付けが続ければ、
米価の大幅な下落は必至。

需要量に関する情報に基づく適切な生産の徹底

多くの都道府県が過剰生産となっている状況であり、需要量に関する情報に基づき、需要に応じた生産を的確に実施する必要。

中長期的な視点に立った生産計画

- 米消費の減少、人口の減少、6中4の算定に用いる需要実績の採用状況等の要因分析を踏まえ、将来的な米生産の方向性を的確にビジョンに設定する必要。
- 需要量に関する情報が増加した地域においては、生産調整非参加者を生産調整の実施へ誘導する取組に活用するなど、有効的な活用について検討する必要。

(参考)

平成19年産米の都道府県別の需要量に関する情報と
18年産米の平年ベースの主食用等水稻の生産量との比較

都道府 県名	19年 産米の需 要量 に関する情報	18年 産米の主食 用等水稻平年生 産量(配分基準単 収の要因を除く)	実際の18年 産米 生産量から削減す る必要がある数量 = -	(参考)			都道府 県名
				18年 産米 平年収量 トソ kg / 10a 529	の面積換算 ha 77,331	生産調整 拡大の必 要割合 / - 1 5.0%	
全国	トソ 8,283,990	トソ 8,696,046	トソ 412,056	kg / 10a 529	ha 77,331	5.0%	全国
北海道	605,900	592,890	13,010	530	2,455	2.1%	北海道
青森	272,990	297,373	24,383	580	4,204	8.9%	青森
岩手	297,290	306,405	9,115	533	1,710	3.1%	岩手
宮城	387,490	408,357	20,867	530	3,937	5.4%	宮城
秋田	499,280	526,485	27,205	573	4,748	5.4%	秋田
山形	389,710	406,594	16,884	594	2,842	4.3%	山形
福島	368,700	438,510	69,810	537	13,000	18.9%	福島
茨城	360,860	399,129	38,269	520	7,359	10.6%	茨城
栃木	335,440	351,172	15,732	539	2,919	4.7%	栃木
群馬	84,940	93,207	8,267	494	1,673	9.7%	群馬
埼玉	161,820	182,574	20,754	495	4,193	12.8%	埼玉
千葉	266,030	330,931	64,901	531	12,222	24.4%	千葉
東京	940	769	171	403	42	18.2%	東京
神奈川	15,180	15,650	470	480	98	3.1%	神奈川
新潟	596,500	614,222	17,722	539	3,288	3.0%	新潟
富山	209,610	208,720	890	535	166	0.4%	富山
石川	133,940	133,016	924	517	179	0.7%	石川
福井	137,950	138,872	922	517	178	0.7%	福井
山梨	29,100	29,257	157	545	29	0.5%	山梨
長野	207,920	221,663	13,743	620	2,217	6.6%	長野
岐阜	123,220	124,086	866	488	178	0.7%	岐阜
静岡	88,630	95,457	6,827	523	1,305	7.7%	静岡
愛知	145,530	159,248	13,718	506	2,711	9.4%	愛知
三重	153,220	157,314	4,094	498	822	2.7%	三重
滋賀	172,560	175,877	3,317	518	640	1.9%	滋賀
京都	81,760	81,563	197	509	39	0.2%	京都
大阪	28,110	30,260	2,150	491	438	7.6%	大阪
兵庫	195,600	194,125	1,475	504	293	0.8%	兵庫
奈良	44,210	49,535	5,325	510	1,044	12.0%	奈良
和歌山	37,280	39,152	1,872	491	381	5.0%	和歌山
鳥取	73,200	73,705	505	523	96	0.7%	鳥取
島根	99,780	99,967	187	508	37	0.2%	島根
岡山	169,530	181,865	12,335	526	2,345	7.3%	岡山
広島	140,020	137,165	2,855	521	548	2.0%	広島
山口	122,200	123,148	948	505	188	0.8%	山口
徳島	62,300	66,796	4,496	474	948	7.2%	徳島
香川	75,440	76,176	736	499	148	1.0%	香川
愛媛	80,790	78,985	1,805	498	362	2.2%	愛媛
高知	52,350	62,801	10,451	459	2,277	20.0%	高知
福岡	197,260	201,735	4,475	501	893	2.3%	福岡
佐賀	149,130	151,413	2,283	530	431	1.5%	佐賀
長崎	66,880	69,238	2,358	474	497	3.5%	長崎
熊本	206,460	210,554	4,094	515	795	2.0%	熊本
大分	128,270	130,769	2,499	503	497	1.9%	大分
宮崎	103,400	104,326	926	491	189	0.9%	宮崎
鹿児島	122,010	121,773	237	479	50	0.2%	鹿児島
沖縄	3,260	3,217	43	309	14	1.3%	沖縄

需給調整の実効性確保のためには、経営感覚の優れた担い手が米の生産を担う水田農業の構造改革が必要である。このため、現在、担い手育成・確保運動と連携し、農業構造の改革の一環として需給調整の適正化に向けた取組を行うとともに、別途、米に生産が偏重し過剰作付けの状況にある県のうち、2万トン以上の過剰生産の状況にある秋田県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県に対し、全国農業協同組合中央会、全国主食集荷協同組合連合会と連携した重点指導を展開しているところである。

過剰作付けの是正(過剰作付けの防止)に向けた取組

ポイント

米の需要量が減少する中で、米に偏った経営では、農業経営の安定化は図れない

- ・米の価格変動リスクが経営全体に直接影響
- ・作業時期が集中し、機械、労働力等の有効活用が図れない

米と麦・大豆・野菜等米以外の作物との複合経営の確立による農業経営の安定化を図る必要

小規模農業者が多数を占める稻作の生産構造では、経営感覚が発揮されないとから、需給調整の実効性が確保されない

- ・需要動向、価格動向を反映しない稻作生産が継続され、米価下落を招く

経営感覚に優れた担い手に生産を集約し、足腰の強い農業構造を確立することにより、米の需給調整の実効性を確保

(参考)

過剰作付けの解消に向けた重点推進県の水田農業の状況

水田の活用状況

耕地面積に占める水田の割合が高いにもかかわらず、水田の活用状況が全国の平均的な作付面積のウエイトと比較して水稻に偏重しており、有効活用が図られていない。

耕地面積に占める水田の割合

全国	秋田	福島	千葉	新潟
54.4%	86.6%	70.1%	58.4%	88.9%

資料:農林水産省「平成18年耕地面積(7月15日現在)」

水田作における17年産水稻の作付面積のウエイト

全国	秋田	福島	千葉	新潟
71.5%	80.9%	87.2%	92.6%	88.6%

資料:農林水産省「平成17年農作物作付(栽培)延べ面積及び耕地利用率」

水田の排水状況の改善の割合

過剰作付県においても水田の排水状況の改善が進んでいる県もあれば、反対にこれらが進んでいない地域でも需給調整にきっちり取り組んでいる県もある。

(注)一般的に畑作物に適しているのは、4時間排除の地下水位70cm以深といわれている。

水田の排水状況

	水田面積(ha)	4時間排除 地下水位70cm 以深(ha)	割合 %
福島	110,800	72,815	65.7%
秋田	132,100	77,376	58.6%
全国	2,624,000	1,399,825	53.3%
茨城	104,000	54,541	52.4%
新潟	160,300	68,723	42.9%
北海道	233,900	98,811	42.2%
千葉	80,400	31,004	38.6%
埼玉	50,500	18,695	37.0%
岩手	98,100	32,775	33.4%

資料: については、農林水産省「平成13年耕地及び作付面積統計」

については、農林水産省「第4次土地利用基盤整備基本調査」(平成13年3月31日現在)

農業産出額に占める米の割合

各県全体の農業産出額の米のウエイトが全国の平均と比較して極めて高い状況であり、米に偏重している。

17年の農業産出額の米のウエイト

全国	新潟	秋田	福島
23.0%	62.5%	61.0%	40.5%

資料:農林水産省「平成17年農業産出額(市町村別推計値)」

需給調整の現場の意見に対する考え方

生産現場の意見

私たちの産地は売れるので、需給調整はやらないともいいのではないか

今、売れているとすれば、それはほかの産地がきっちりと需給調整に取り組み、全国の需給を均衡させてくれているからに他ありません。

現在、需給調整は全国で8万ha程度の大幅な過剰作付けの状況にあり、18年産において作況が100であれば、40万t程度の過剰が生じるところでした。そうなれば、全国の産地で在庫が積み上がるとともに、米価が大幅に下落し、米に偏重した脆弱な生産構造の産地であるほど農業経営に大きな影響が出ることになります。

需給調整は、販売戦略に基づき産地が一体的に取り組むからこそ効果が出るもので、「自分は売れるから需給調整に参加しない」という人が増加している現状においては、需給緩和による米価の下落により、全国の米生産農業経営は共倒れとなる危険性が極めて高いことから、国から提供された需要量に関する情報に基づき、産地として需給調整に的確に取り組むことが絶対に必要です。

なお、国が提供する都道府県別の需要量に関する情報は、客観的な需要データを用いて策定した、需要動向が反映された情報であり、信頼性・説得力のある根拠として活用されるべきものです。このため、19年産からの産地づくり対策など各種支援策においては、需要量に関する情報と整合性のある形で生産調整方針作成者から配分された生産数量目標の範囲内で生産を行うこと(生産調整実施者)を要件としているところです。

経営を安定させるためには、収入のいい米のウエイトを高める必要があるのではないか

米の需要が減少しつづけている中で、高齢化の進行や人口の減少などを踏まえれば、米の生産量を将来的に増加できる地域は、まず存在しません。

また、需要が定かでない米の生産を増加させることは、価格の低下を伴う行為であり、収入の増加につながるものではありません。

農業経営の安定を図るためにには、米に偏重した不安定な経営構造を改善し、米と麦・大豆・野菜等米以外の作物の複合化を進めるとともに、米生産の担い手への集約を図ることにより、経営感覚を持った担い手の育成・確保を進める必要があります。

需給調整の現場の意見に対する考え方

生産現場の意見

過剰作付県に対して、その是正を強力に指導すべき。

過剰作付県については、3対策の全国キャラバンにおいて本省からも出向きその解消に向けて県及び県農業団体の幹部へ働きかけを行うとともに、別途、過剰作付けの著しい県については全中・全集連とともに現地に出向き、過剰作付けの是正に向けて県及び農業団体等と連携して具体的な取組を推進しているところです。

また、地方農政事務所等においても、県、農業団体等と連携して地域の過剰作付けの要因を分析しその是正に向けた取組を実施しているところです。

方針作成者の事務負担が増加しており、支援が必要。また、行政の取組が後退しているのではないか。

19年産からの需給調整システムの下での需要に応じた米づくりの取組においては、地域の米の販売責任者であるJA等の出荷団体等(=方針作成者)が自らの販売戦略に基づき、方針に参加する農業者に対して主体的に適切な生産量を示して行くことが必要です。一方で、地域全体の農業振興という観点からは、市町村等も重要な役割を担うことから、地域協議会等の関係者が連携し、十分な支援を行うこととしています。

また、19年産の需給調整の円滑な実施を支援するため、19年度に限り、地域協議会の機能強化の観点から事務費等(17億円)を措置したところです。

なお、食糧法において、地方公共団体は、生産調整方針の作成及びその適切な運用に関して当該区域の特性に応じた農業の振興に資する観点から必要な助言及び指導を行うことを規定しており、地方公共団体に対して生産調整方針作成者を十分支援するよう引き続き指導していくこととしています。

生産調整の実効性を確保するため、非参加者への働きかけを強化すべきではないか。

需給調整を的確に実施するためには、地域の生産調整参加者を拡大していくことが重要です。このため、市町村やJA等の方針作成者、農政事務所等地域の関係機関が一体となって、生産調整非参加者への情報提供、説明会の開催、戸別訪問の実施等の活動を行うこととしています。

非参加者への説明のポイント

品目横断的経営安定対策や産地づくり対策及び認定農業者等に対する金融、税制等の支援策の説明

配分の一般ルール(担い手の扱い、飯米農家の扱い等今後の配分の考え方、仮に参加した場合に配分される数量等) など

6 米政策改革推進対策について

米政策改革推進のための支援策については、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、新たな需給調整システムへの移行も踏まえ、需要に応じた生産と水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行ったところ。

対策	概要	19年度概算決定額
産地づくり対策	産地づくり交付金 地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援。	1,327億円
	新需給調整システム定着交付金 新たな需給調整システムの下での円滑な取組に資するため、当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進。	150億円
	稲作構造改革促進交付金 米の需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手以外の米価下落対策、担い手への集積、産地の需給改善の取組を支援。（地域段階であらかじめ取り決めることにより、産地づくり交付金への融通可能。）	290億円
耕畜連携水田活用対策	飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接結びつく取組を支援。	54億円
水田農業構造改革対策推進交付金	対策の実施主体であり、地域の調整機関でもある都道府県協議会及び地域協議会に対する必要な支援を行い、新たな米の需給調整システムへの円滑な移行のための体制を強化。	17億円
担い手経営革新促進事業	経営規模の拡大や生産調整の強化に対応しつつ、良品質な農産物の効率的な生産に取り組む意欲的な担い手に対し、新たに麦・大豆を生産する場合などの支援策を措置。	71億円

7 地域水田農業ビジョンの見直し状況

地域水田農業ビジョンについては、現行対策期間中の取組状況の分析、課題の明確化を行うとともに、19年度に向けた見直しを推進しているところ。

ビジョンの実現のためには、農業者や集落、生産調整方針作成者等、地域の関係者の意向を汲み上げていくことが重要であり、毎年度、地域における議論のプロセスを重視した進行管理の徹底を図っていく考え。

19年度に向けた地域水田農業ビジョンの見直しと毎年度の進行管理のポイント

1 19年度に向けたビジョンの見直し

現行ビジョンの取組状況を分析し、地域の弱点・課題を明確化し、克服する方向で検討をスタート

地域独自の戦略作物・得意分野を開拓し、需要に応じた作物生産を徹底、米については根拠のない作付拡大となっていないかの確認

担い手育成・確保運動を踏まえた担い手リストの見直し、早期の認定農業者等への育成を推進

弱点・課題を克服するための、メリハリの効いた活用、担い手育成に配慮した交付金活用を推進

2 毎年度のビジョンの進行管理

各地域における議論のプロセスを重視した進行管理

各地域の進行管理の状況をチェックシート等により把握するとともに、国、県協議会による助言・指導

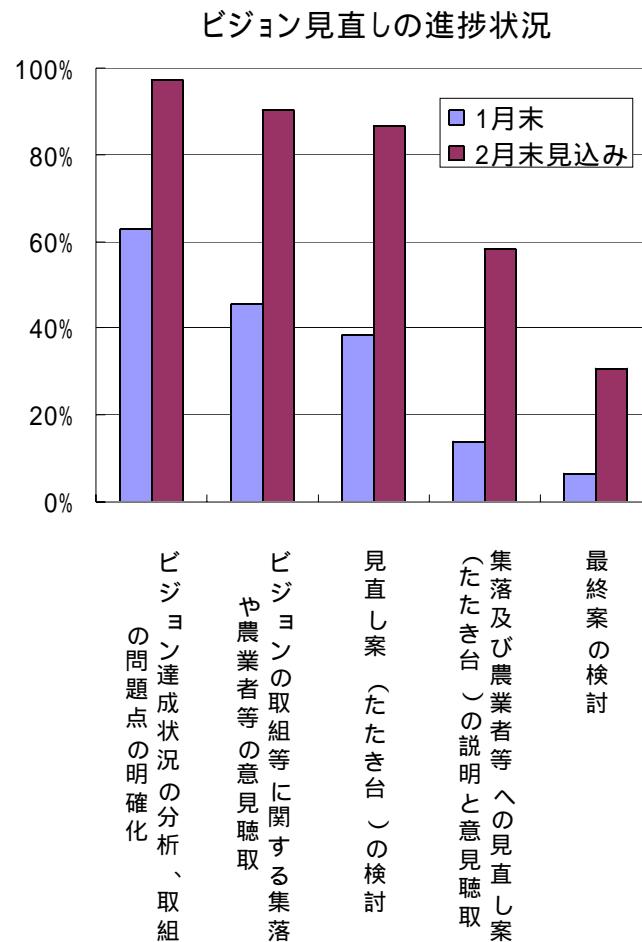
3 地域協議会及び都道府県協議会の体制

担い手協議会との一体的な体制づくり

農業者や生産調整方針参加者の参画

19年度に向けたビジョン見直しについては、1月末時点で見直し案の策定を終えたところは約4割となっている。

2月末までには、大部分の地域協議会で見直し案の策定が行われる予定となっており、年度末にかけて作業のピークを迎えており、年度内に着実に検討を終了するよう、地方キャラバンや、農政局・農政事務所を通じた推進・指導を行っているところ。

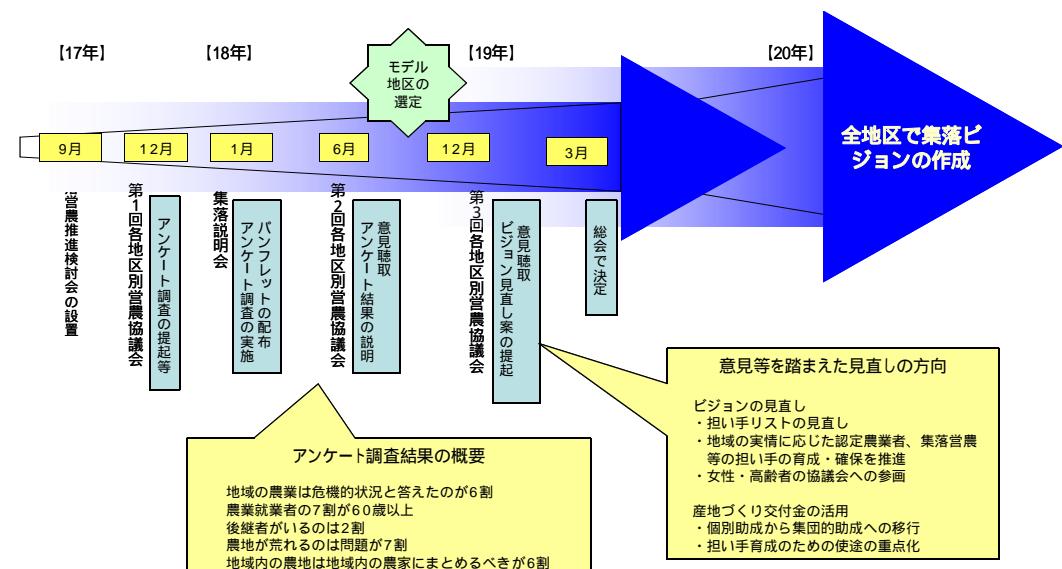


関係者による議論を重視した見直し事例

(A県A協議会)

19年度からの米政策改革の第2段階への移行、品目横断的経営安定対策の導入を見据え、地域農業の振興や農地・農村環境の保全活動に向けた取組を進めるため、「地域水田農業ビジョンの将来を考えるためのアンケート調査」を全農家で実施。

アンケート調査結果をまとめ、集落への説明会を開催し、意見聴取を行い、それを踏まえビジョンや産地づくり交付金の活用の見直しを行うこととしている。



8 新たな産地づくり対策等の取組状況について

新たな産地づくり対策（産地づくり交付金・稲作構造改革促進交付金）については、19年産米の需給調整や産地づくりの円滑な推進に資するため、経営所得安定対策等実施要綱で決定した考え方に基づき、都道府県別の需要量に関する情報の公表（18年11月30日）と併せて、都道府県別交付予定額を提示した。

経営所得安定対策等実施要綱（18年7月）抜粋

産地づくり対策の見直し

産地づくり交付金については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

- (ア) 産地づくり交付金 (中略)
- (イ) 新需給調整システム定着交付金 (中略)

なお、交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。

また、(イ)の一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ都道府県別配分の見直しを行うものとする。

稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。）（稲作構造改革促進交付金）を行えるよう措置する。

- ・ 一般部分 (4,000円 / 10a)
- ・ 担い手集積加算部分 (3,000円 / 10a)
- ・ 対象面積については、過去の稻得加入面積から品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定するとともに、生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。

(参考)

産地づくり交付金の都道府県別交付予定額の算定方法

本体部分(1,327億円)

基本部分 = 作物別面積(注1) × 算定単価

加算部分 = 作物別面積(注1) × 担い手の割合(注2) × 算定単価

(注1) 現行対策期間中の作物毎の作付状況を反映するとともに、需給調整規模の拡大(21年、115万ha)を織り込んだ面積

(注2) 21年度の担い手の育成状況を見込んだ割合(麦・大豆については品目横断的経営安定対策の対象面積シェア、飼料作物・その他一般作物については27年度の構造展望の実現を前提とした割合(担い手への集積率8割)

新需給調整システム定着交付金(150億円)

都道府県別需給調整規模

19年度の都道府県別の需給調整規模に応じて算定

集荷円滑化対策の加入状況

18年度の都道府県別の集荷円滑化対策の加入数量に応じて算定

需給調整、産地づくりの安定的な取組推進

これまでの対策(麦・大豆品質向上対策を含む)の交付実績、需給調整の達成状況を加味して算定

各都道府県別交付予定額

稲作構造改革促進交付金の都道府県別交付予定額の算定方法

一般部分、担い手集積加算

(19年産240億円程度、20年産225億円程度、21年産180億円程度)

本交付金は加入面積に応じた定額払いを行う制度であることから、面積と算定単価を乗じることにより都道府県への交付予定額を算定することが基本。

配分額 = 当該都道府県の加入見込面積(注3) × 国の算定単価
= 国が算定した全国の加入見込面積 × 都道府県シェア
(注4) × 国の算定単価

(注3)「当該都道府県の加入見込面積」は、「国が算定した全国の加入見込面積」(19年度であれば、一般部分50.8万ha、担い手集積加算12.1万ha)に県別のシェアを乗じることによって算出。

(注4)「都道府県別シェア」は、現行対策である稲得及び担経の加入面積をもとに「当該都道府県の稲得加入者のうち担い手以外の面積 / 全国の稲得加入者のうち担い手以外の面積」を算出。

+

配慮分

(19年産50億円程度、20年産45億円程度、21年産40億円程度)

対策初年度である19年産については、一般部分と同様の方法により算定。2年目以降は前年度の生産調整の取組状況を踏まえて算定。

都道府県段階においては、国からの交付予定額の提示を受け、都道府県協議会における議論を踏まえ、地域協議会別の交付予定額を算定し、ほとんどの都道府県協議会で年内に地域段階への交付予定額の提示を終えている。

地域協議会別の交付予定額の算定においては、安定的な取組推進の観点から従来の交付実績を基本としつつ、担い手の育成、作物の作付け、需給調整の推進等、現行対策期間中の地域毎の取組努力を反映させた算定手法が用いられている。

**都道府県協議会から地域協議会への産地づくり
交付金の交付予定額の提示時期**

時期	都道府県名
12月上旬	山口県(1日)、長野県、沖縄県(6日)
12月中旬	滋賀県(11日)、茨城県、富山県、岐阜県、愛知県、熊本県、鹿児島県(15日)、大分県(18日)、宮城県、三重県、兵庫県、香川県、愛媛県、宮崎県(19日)、青森県、新潟県、石川県、岡山県、広島県(20日) 12月に概算提示、3月に確定額を提示
12月下旬	秋田県、山形県、徳島県、高知県、佐賀県(21日)、岩手県、栃木県、島根県、長崎県(22日)、鳥取県(25日)、北海道、群馬県、福井県、京都府、奈良県、和歌山県、福岡県(26日)、静岡県(27日)
1月中	福島県(10日)、大阪府(11日)、千葉県(18日)、埼玉県(19日)
2月中	山梨県(6日(概算提示))、 神奈川県(地域協議会の要望を踏まえて調整中。2月中を予定)

**都道府県協議会から地域協議会への産地づくり交付
金の配分に用いられた要素(地域の取組努力の反映)**

配分要素	道府県数	特徴的な配分要素
担い手育成の推進	21	・担い手面積・利用権設定面積等による配分 ・担い手育成に資する使途の交付実績割
米以外の作物の 作付拡大	17	・土地利用型作物作付面積に応じた配分 ・園芸作物作付面積に応じた配分
需給調整の推進	25	・生産調整拡大面積に応じた定額助成 ・生産調整達成状況に応じた配分額の調整 ・集荷円滑化対策加入状況に応じた配分
その他の算定要素	3	・農振地域、基本構想、エコ農産物栽培の 有無等により配分

複数要素による配分があるため、道府県数の計は道府県数と一致しない。
神奈川県は未実施。また、交付のない東京都、単一協議会である沖縄県を除く。

現在、地域協議会においては、地域水田農業ビジョンの見直しと併せて、次年度の産地づくり交付金、稻作構造改革促進交付金の活用方法の検討が進められているところである。また、都道府県協議会で運用を行う「新需給調整システム定着交付金」についても、使途と水準の検討が鋭意進められているところである。

産地の構造改革に向けた産地づくり交付金の活用事例(検討方向)

担い手への重点的な支援(B県B協議会)

- ・市町村合併による地域協議会の合併を前提とした計画を検討
- ・旧協議会ごとの振興作物は維持しつつ、基本的助成を縮小し、品目横断的経営安定対策加入者への加算を新設予定

担い手への農地集積の加速化を目的とした、毎年度の配分額の見直し(C県協議会)

- ・配分額の一定部分を担い手集積加算とし、毎年度の農地集積の実績(面積)に応じて配分を見直し
- ・この加算部分の割合を幅を年々拡大し、水田農業の構造改革を加速

(H19:5% H21:20%)

新需給調整システム定着交付金、稻作構造改革促進交付金の活用事例(検討方向)

県下全域での稻発酵粗飼料の推進(D県協議会)

- ・新需給調整システム定着交付金を活用し、取り組みやすい生産調整手法として、稻発酵粗飼料を県下全域で推進
- ・耕種農家に対しては新需給調整システム定着交付金に加え、地域の判断で産地づくり交付金を助成併せて、耕畜連携水田活用対策により飼料収穫作業等を受託するコントラクターへの助成を実施

稻作構造改革促進交付金を活用した非担い手への支援と担い手への移行の促進(E県各協議会)

- ・米価下落等の際に、非担い手に対する支援を行うとともに、担い手への集積を促進
- ・担い手への育成のため、財源の一部を産地づくり交付金に融通して、作付対象作物への助成に上乗せ(F協議会)
麦・大豆の収量に応じて助成に上乗せ(G協議会)

参 考 資 料

平成19年3月

品目横断的経営安定対策の規模要件（基本原則と特例）

経営規模要件は、地域の実情に配慮して特例を設定。

経営規模の特例

「農地が少ない場合の特例」及び「生産調整組織の場合の特例」については、都道府県知事からの申請に基づき、国が“特例基準”を設定します。

基本原則

認定農業者
都府県：4ha
北海道：10ha

一定の条件を備える集落営農組織：
20ha

所得確保の場合の特例

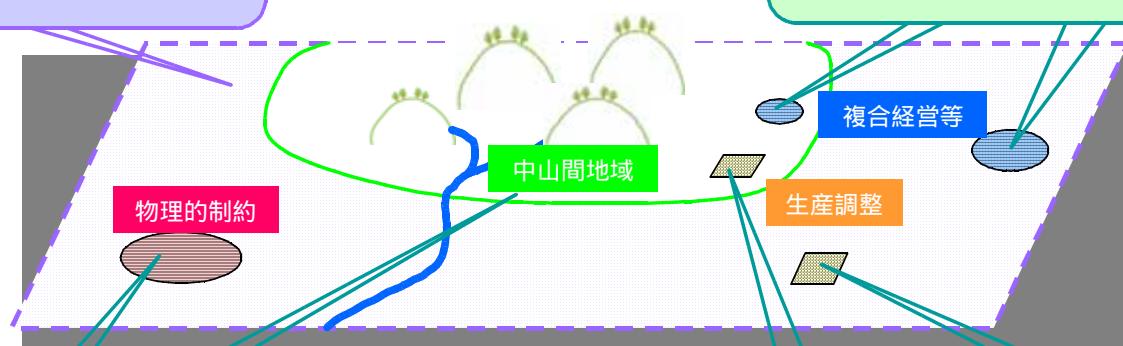
経営面積が小さくても農業で相当の所得を得ている経営は対象となります！
〔農業所得が基本構想の半分を超える場合、対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3(27%)以上の場合〕

農地が少ない場合の特例

集落の農地が少ない地域は面積規模を緩和します！
基本原則の概ね8割（認定農業者：都府県2.6ha、北海道6.4ha、集落営農組織：12.8ha）まで
〔中山間地域の集落営農組織は5割（10ha）まで〕

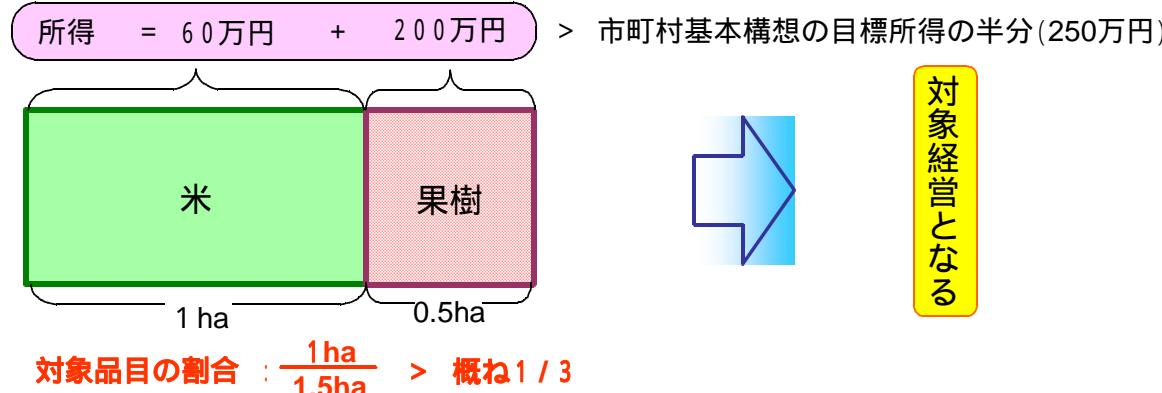
生産調整組織の場合の特例

地域の生産調整面積の過半を受託し、生産調整の推進に貢献している組織は面積規模を緩和します！
20ha × 生産調整率（その地域で水稻を作付けていない面積の割合）まで 7haを下限
〔中山間地域は 20ha × 生産調整率 × 5/8 まで 4haを下限〕



品目横断的経営安定対策の規模要件（所得特例）

野菜や果樹といった作目との複合経営の場合には、農業所得（米、麦、大豆のほか、野菜や果樹等を含む）が市町村基本構想の目標所得の半分を超える対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模（農地基本台帳の現況地目が「田」、「畠」のほか「樹園地」の面積を含むが、「採草放牧地」は含まない。）の概ね1/3（27%）以上（27%）以上の経営は、経営安定対策の対象としている。



1 8年秋の品目横断的経営安定対策の加入申請状況等

18年9月1日から11月30日までの間、19年産秋麦を作付ける農業者であって「収入減少影響緩和対策」に加入する者のみを対象とした加入申請を受け付けたが、全国で認定農業者24,646経営体、集落営農組織3,054経営体が申請。

これら経営体の19年産4麦作付計画面積は243,885haであり、18年産4麦作付面積272,100haに比べて9割の水準。
(なお、4月からの申請となる「生産条件不利補正対策」だけに加入する農業者の面積がさらに加わる。)

【18年9月1日～11月30日の加入申請状況】

	経営体数	19年産4麦計 作付計画面積
認定農業者	24,646経営体	181,377ha
集落営農組織	3,054経営体	62,507ha
計	27,700経営体	243,885ha

注1：加入申請を行った経営体の数値であり、要件等の内容に係る審査は行っていない。

注2：19年産4麦計作付計画面積は、ビール用大麦、種子用等の交付金対象外の作付計画面積も含む。

(参考1) 各県別加入申請状況(速報値)

	認定農業者		集落営農組織		合計		
	経営体数 (経営体)	4麦計作付 計画面積 (ha)	経営体数 (経営体)	4麦計作付 計画面積 (ha)	経営体数 (経営体)	4麦計作付 計画面積 (ha)	
北海道	14,610	115,189ha	43	956ha	14,653	116,145ha	
東北	青森県	475	1,706ha	24	297ha	499	2,003ha
	岩手県	204	1,291ha	130	2,130ha	334	3,421ha
	宮城県	149	1,191ha	91	1,614ha	240	2,805ha
	秋田県	102	287ha	3	13ha	105	300ha
	山形県	53	102ha	3	19ha	56	121ha
	福島県	62	407ha	6	72ha	68	479ha
関東	茨城県	763	6,346ha	90	1,670ha	853	8,016ha
	栃木県	1,801	7,467ha	111	1,704ha	1,912	9,171ha
	群馬県	520	3,517ha	111	3,645ha	631	7,162ha
	埼玉県	278	1,832ha	6	115ha	284	1,947ha
	千葉県	38	560ha	5	76ha	43	637ha
	東京都	0	0ha	0	0ha	0	0ha
	神奈川県	7	13ha	0	0ha	7	13ha
	山梨県	12	36ha	0	0ha	12	36ha
	長野県	196	1,145ha	38	752ha	234	1,897ha
	静岡県	116	803ha	0	0ha	116	803ha
北陸	新潟県	72	259ha	14	173ha	86	432ha
	富山県	202	1,270ha	114	886ha	316	2,156ha
	石川県	128	763ha	57	456ha	185	1,219ha
	福井県	366	2,161ha	213	1,939ha	579	4,100ha
	岐阜県	132	1,537ha	76	1,159ha	208	2,696ha
東海	愛知県	292	4,825ha	7	236ha	299	5,061ha
	三重県	391	3,902ha	88	1,440ha	479	5,342ha

注1：作付計画面積とは、品目横断的経営安定対策加入申請書(別紙様式第5号)における作付予定面積。

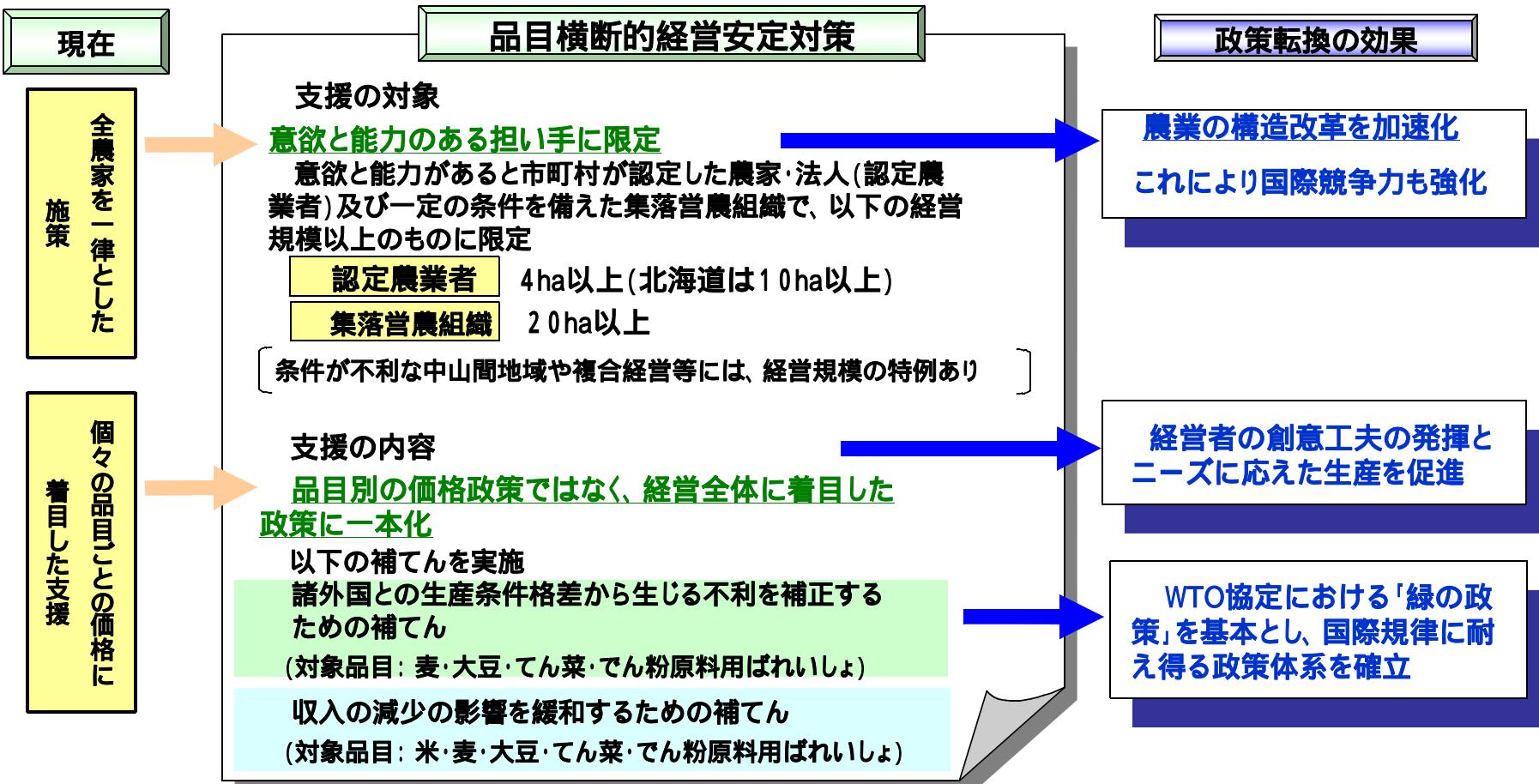
注2：18年産4麦計作付面積272,100ha(概数)

	認定農業者		集落営農組織		合計		
	経営体数 (経営体)	4麦計作付 計画面積 (ha)	経営体数 (経営体)	4麦計作付 計画面積 (ha)	経営体数 (経営体)	4麦計作付 計画面積 (ha)	
近畿	滋賀県	667	2,908ha	364	3,982ha	1,031	6,890ha
	京都府	17	34ha	22	151ha	39	185ha
	大阪府	0	0ha	0	0ha	0	0ha
	兵庫県	65	450ha	187	1,675ha	252	2,125ha
	奈良県	7	44ha	6	64ha	13	108ha
	和歌山县	0	0ha	0	0ha	0	0ha
中国・四国	鳥取県	26	73ha	5	31ha	31	104ha
	島根県	40	257ha	34	309ha	74	566ha
	岡山県	84	801ha	6	93ha	90	894ha
	広島県	28	90ha	1	5ha	29	95ha
	山口県	116	616ha	26	227ha	142	843ha
	徳島県	9	128ha	0	0ha	9	128ha
	香川県	179	1,053ha	58	974ha	237	2,027ha
	愛媛県	139	1,371ha	14	219ha	153	1,590ha
	高知県	1	1ha	0	0ha	1	1ha
	福岡県	771	7,016ha	317	11,730ha	1,088	18,746ha
九州	佐賀県	571	4,735ha	463	16,528ha	1,034	21,263ha
	長崎県	100	630ha	34	1,065ha	134	1,695ha
	熊本県	447	2,121ha	176	4,303ha	623	6,424ha
	大分県	382	2,309ha	111	1,799ha	493	4,108ha
	宮崎県	15	29ha	0	0ha	15	29ha
	鹿児島県	13	102ha	0	0ha	13	102ha
	沖縄県	0	0ha	0	0ha	0	0ha
	合計	24,646	181,377ha	3,054	62,507ha	27,700	243,885ha

(参考2) 国内産麦の契約数量

	(数量) 平成18年産 (播種前契約)	(数量) 平成19年産 (播種前契約)	(単位:トン) 18年産 対 比	(単位:トン) 18年産 数量増減
小麦	808,668	861,391	107%	52,723
大・はだか麦	106,511	114,671	108%	8,160
合計	915,179	976,062	107%	60,883

品目横断的経営安定対策のポイント



集落営農と小規模個別経営との比較

約 1 h a の水田作農家では、農家 1 戸当たり

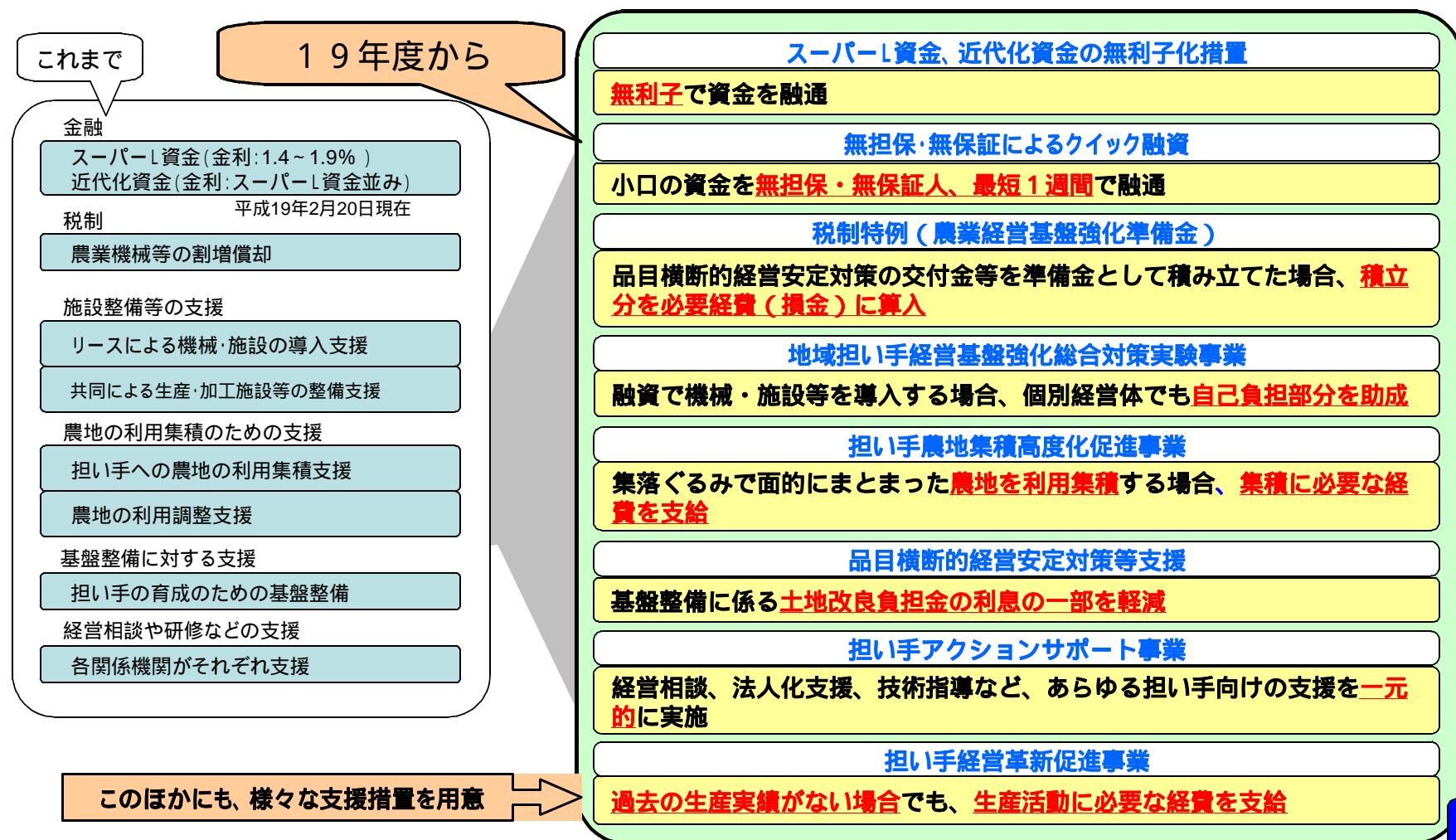
- ・ 売上げから経費を引いた所得は 約 8 万円
- ・ 労働時間は 633 時間

これと同程度の規模の農家が集まった集落営農では、

- ・ 農家 1 戸当たりの所得は 約 43 万円
- ・ 農家 1 戸当たりの労働時間は 121 時間

担い手に対する支援策

19年度から、認定農業者や集落営農組織に対する新しい支援措置が大幅にパワーアップし、担い手となるメリットが格段に増加。



<スーパーL資金、近代化資金の無利子化措置>

2,000万円を15年で償還する場合、通常のスーパーL資金と比べて、年間20万円の利子負担が軽減
(15年間の平均) 500万円超の資金が対象

<無担保・無保証によるクイック融資>

審査期間が大幅に短縮 500万円までの資金が対象
(最長1ヶ月半程度) 最短1週間程度)

<地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業>

(機械等の取得価格) 3,500万円
(資金調達の内訳) スーパーL資金 2,300万円: 融資
預金取り崩し 1,200万円: 自己負担

上記の場合、

自己負担1,200万円が最大で150万円に軽減
融資率と目標に応じて、最大で取得価格の3/10まで助成
原則として融資対象物件以外の担保は不要

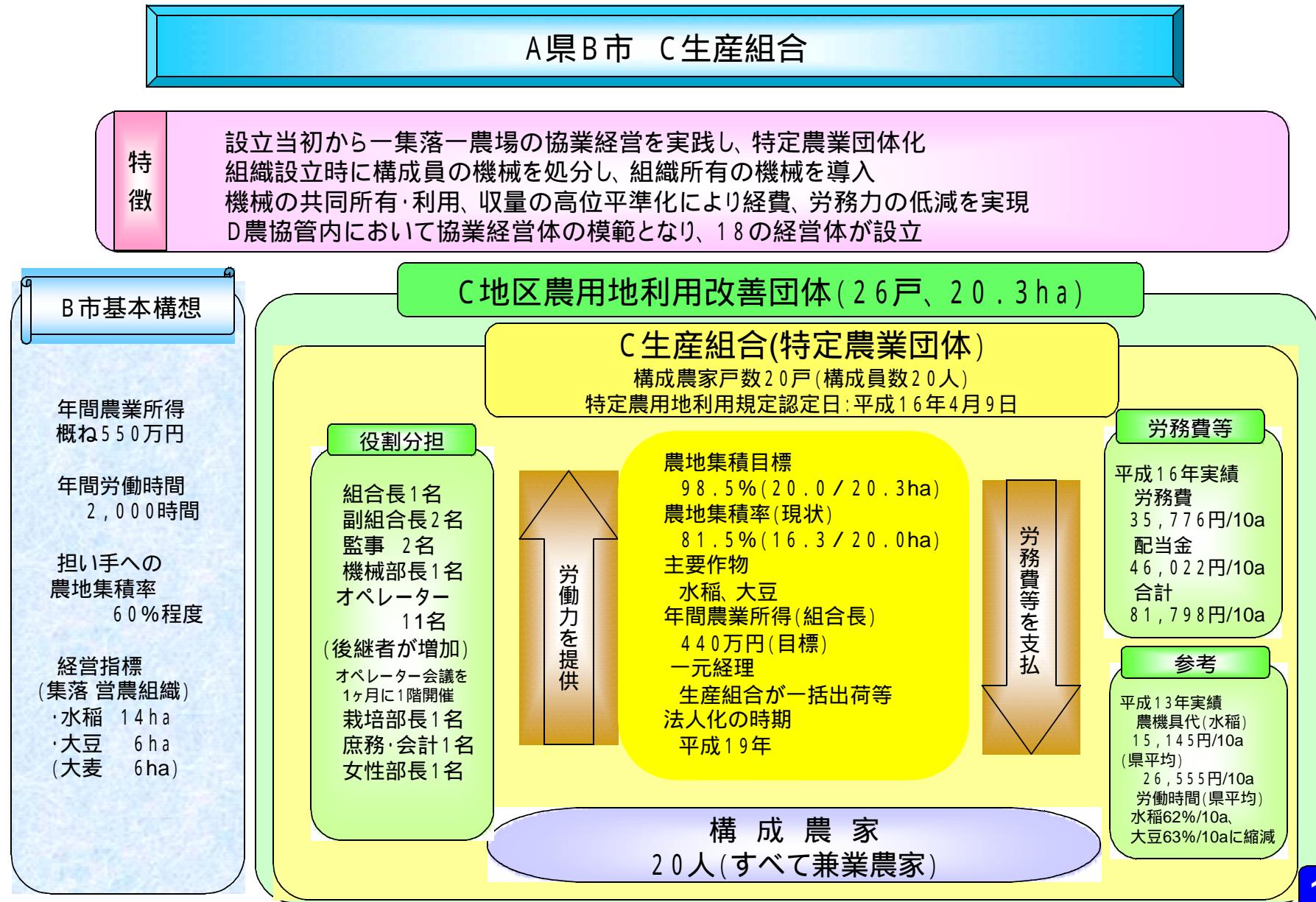
<担い手農地集積高度化促進事業>

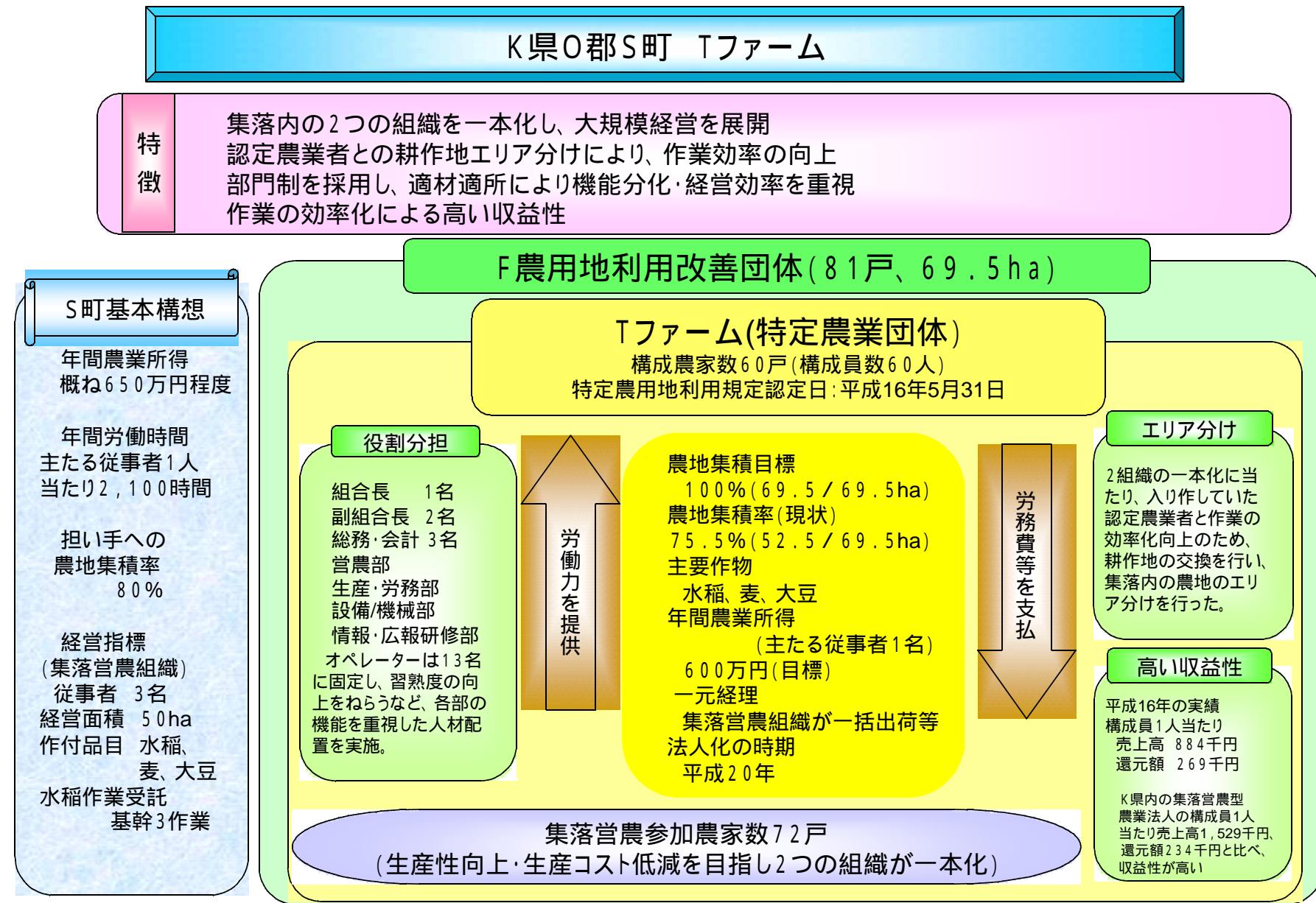
認定農業者に対して農地を10ha集積した場合、地区に対し、面的集積促進費が最大600万円交付。この促進費を活用して、担い手へ支援

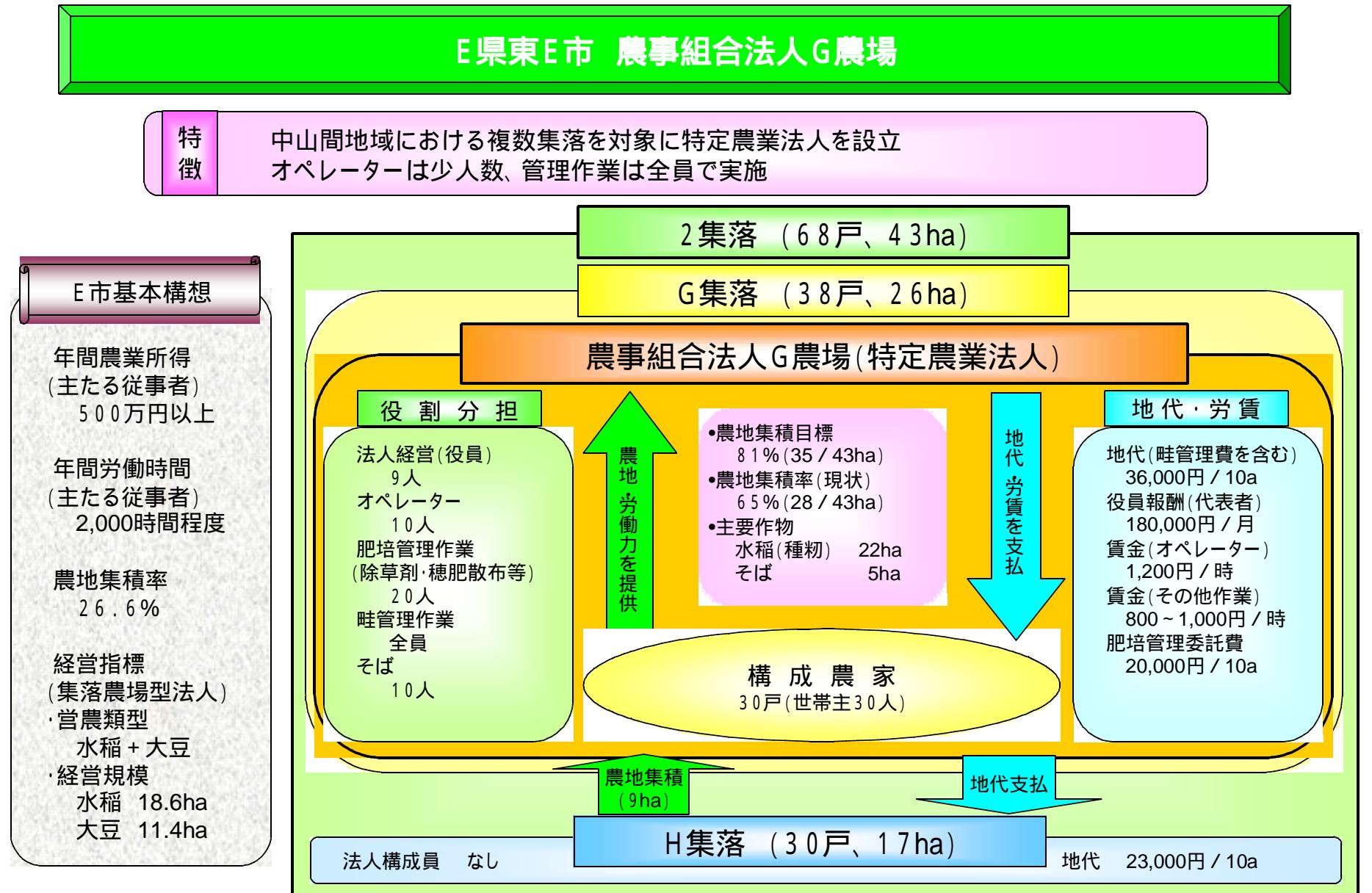
<農業経営基盤強化準備金(税制)>

交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入が可能
さらに、5年以内に当該準備金を取り崩して、農用地や農業用機械・施設等の固定資産を取得した場合には圧縮記帳が可能

集落営農の事例

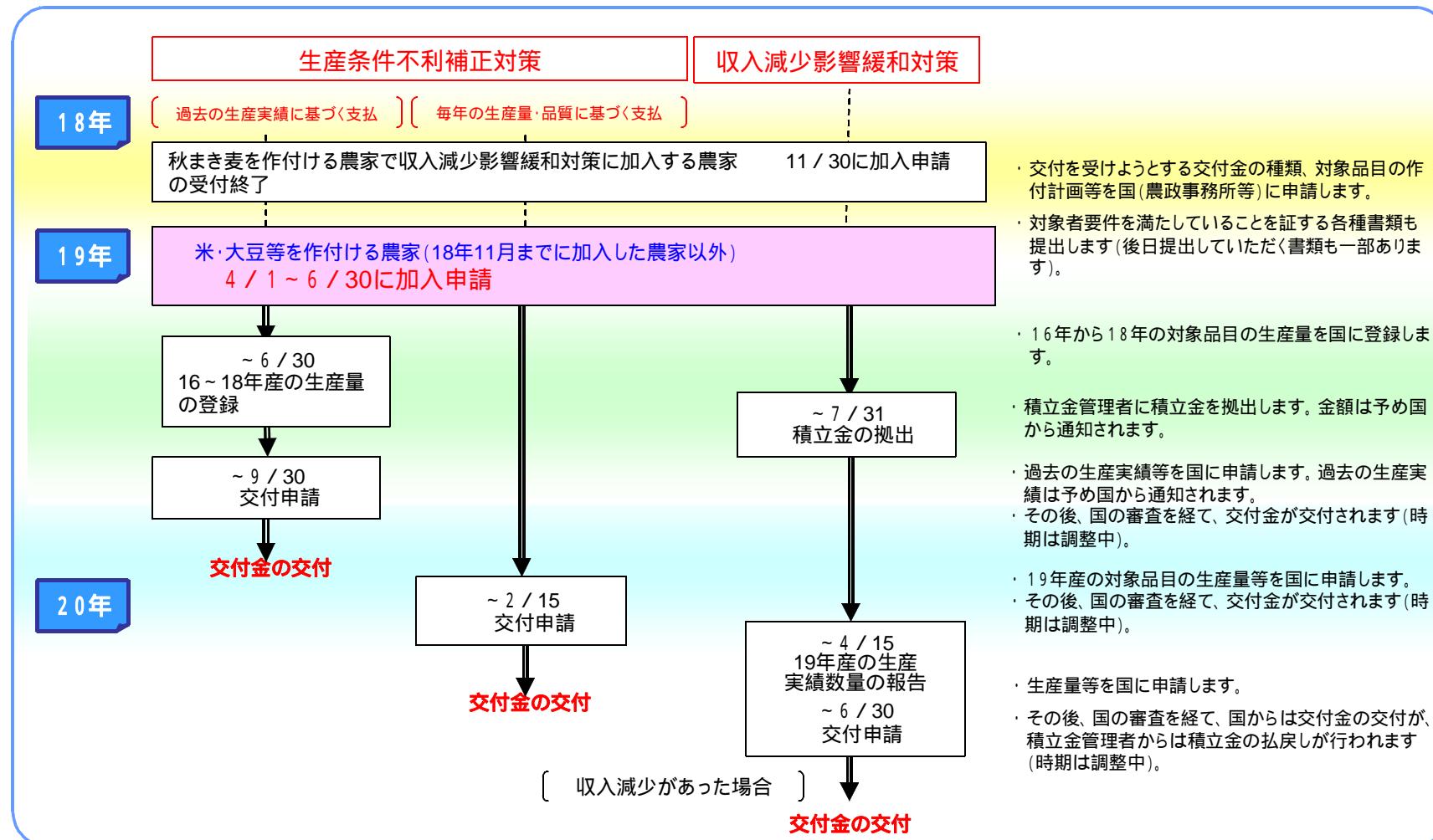






品目横断的経営安定対策の今後のスケジュール

品目横断的経営安定対策スケジュール(19年産)

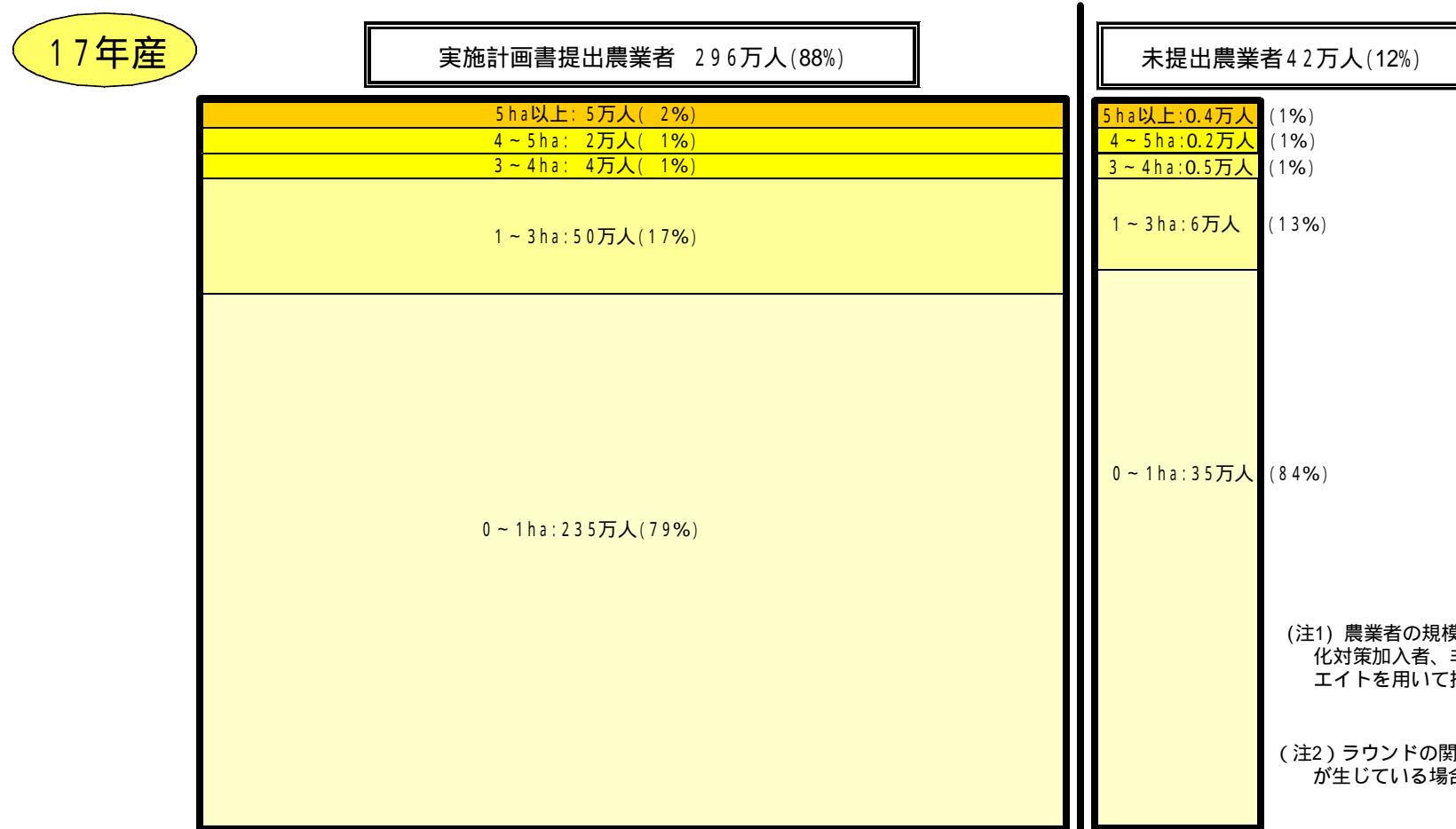


(注) 19年産の経営安定対策に加入していないなくても、20年産以降加入することは可能です。
20年産以降の秋まき麦を作付ける農家の加入申請は、6月1日～8月31日に早まります。

生産調整非参加者の状況

(農業者数の側面からみると、生産調整非参加者のうち、約8割が1ha以下の小規模農業者)

- 平成17年産においては、生産調整参加者（水稻実施計画提出者）が296万人、生産調整非参加者（水稻生産実施計画書未提出者）が42万人となっており、生産調整非参加者は配分を受けた農業者全体（338万人）の12%となっている。
- また、生産調整参加者と非参加者の規模別農業者数を、集荷円滑化対策への加入者の規模別ウエイト等を用いて推計すると、生産調整非参加者42万人の約8割程度（約35万人）が1ha以下の小規模農業者と見込まれる。



生産調整非参加者に対する地方農政事務所等行政の取組

A 県

各市町村の協力の下、県全域の生産調整非参加者をリストアップ

このうち生産調整非参加者の多い市町村において、品目横断対策、産地づくり対策等の支援策に関するパンフレットを、すべての農業者に戸別配布することにより周知徹底

B 県

各市町村の協力の下、県全域の生産調整非参加者をリストアップ

各市町村ごとにその生産調整非参加者との意見交換会を開催し、品目横断対策、産地づくり対策等の支援策を周知徹底するとともに、生産調整への参加を働きかけ

C 県

重点推進市町村の協力の下、生産調整非参加者をリストアップ

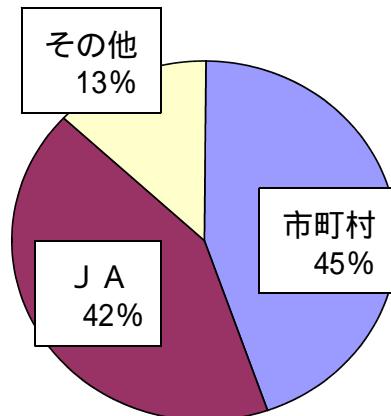
その生産調整非参加者に対し、個別巡回を実施し品目横断対策、産地づくり対策等の支援策を周知徹底するとともに、生産調整への参加を働きかけ

地域水田農業推進協議会の会長及び事務局の内訳（平成19年1月末現在）

19年産の地域協議会の事務の役割分担において、会長については農業者団体関係者が約4割、市町村関係者が約5割となっている中で、事務局については、農業者団体が約3割、市町村が約6割となっており、地域の実情に応じ、JAと市町村が一体的に取り組んでいるところ。

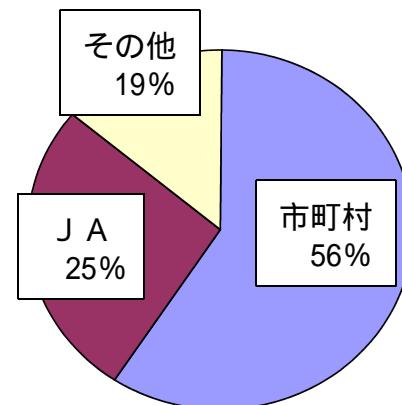
地域協議会: 2055 (19年1月末現在)

【会長の内訳】



地域協議会: 2290 (17年1月末現在)

【事務局の内訳】



注：会長の内訳のうち、その他は農業委員会、生産者の代表等。
事務局の内訳のうち、その他は市町村とJAの共同事務局等

その他
5%JA
24%市町村
71%

注：市町村合併等により地域協議会数は減少。

19年産米における都道府県段階の市町村別の需要量に関する情報の算定手法（例）

都道府県が行っている市町村別の需要量に関する情報の算定においては、一律的な配分が大きく減少し、25県で担い手への重点配分等の配慮を行うなど、米政策改革開始以降、需要に応じた米づくりの進展状況などを反映する割合が増加し、米政策改革の趣旨を反映した取組が進展。

道府県から市町村への需要量に関する情報の主な設定要素

(単位 : 都道府県数)

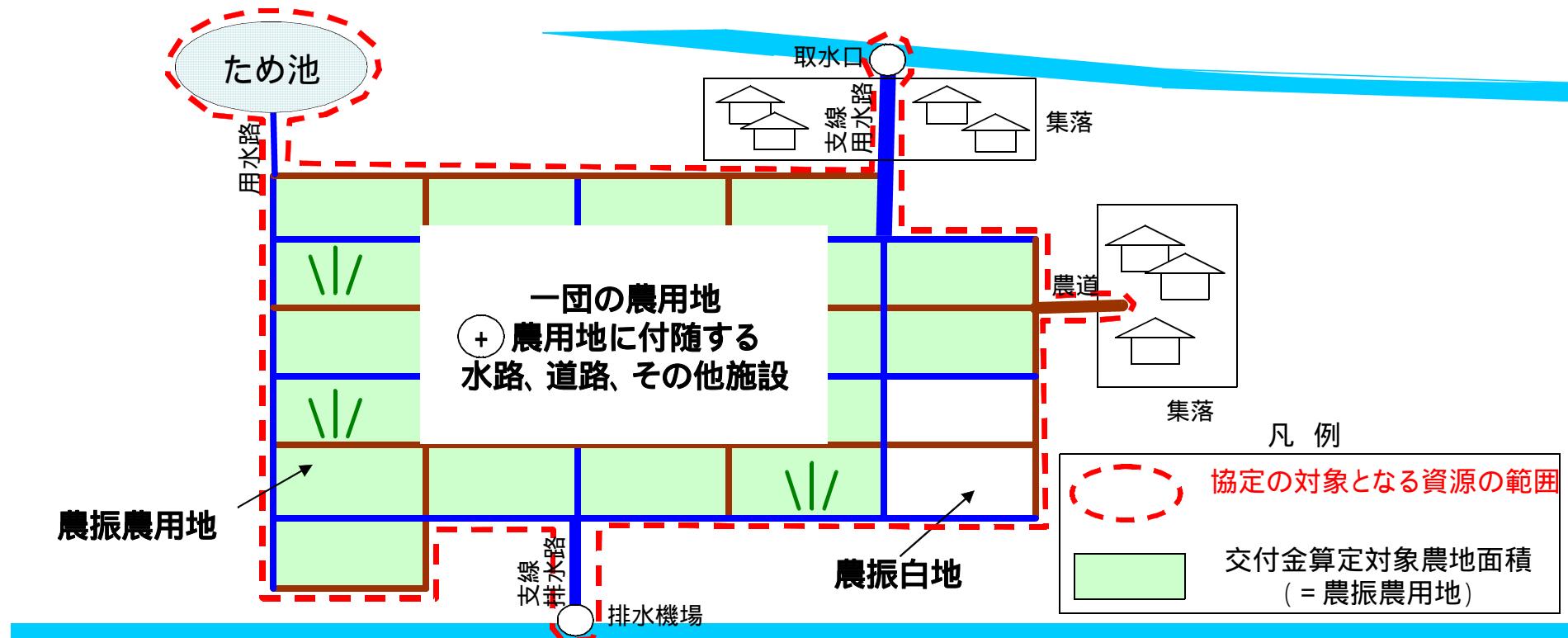
		16年産米	17年産米	18年産米	19年産米
需要 づく 応じ りじ た	一等米比率	13	22	22	23
	需要先との結びつき	2	5	11	12
	有機・特別栽培米	16	10	13	14
担い手育成（担い手配慮等）		6	17	18	25
一律配分（100%）		17	6	4	1

（注）表中の道府県数は、一律配分以外の設定要素については重複しているため、合計が46道府県と一致していない。

また、表中以外の設定要素としては、「種子更新率」等がある。

農地・水・環境保全向上対策の対象資源の考え方

1. 交付金の算定対象面積は農振農用地面積。
2. 協定の対象範囲には、農振白地や地区を受益とする水路、ため池等の施設を含めることが可能。



5 米政策改革推進の取組状況